

登別市指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために暑さをしのぐ場所として登別市が指定する民間施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 指定基準

次の事項を運用できること。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、クーリングシェルターの実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- (2) クーリングシェルターが指定する開放可能日及び開放可能時間並びに熱中症警戒情報以上の発表期間中は、クーリングシェルターを住民その他の者に開放すること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、受入可能人数に応じた適切な空間を確保することとし、休息用の椅子等を準備すること。（既設のもので可）
- (4) クーリングシェルターの出入口や開放場所等へクーリングシェルター・マーク及びクーリングシェルターロゴマーク※を掲示すること。掲示物については、市で印刷したものを提供するとともに、希望する施設については、データでも提供する。
- (5) クーリングシェルターの開放場所や飲料水の購入場所について避難者から問い合わせがあった場合には案内すること。
- (6) 開放場所において避難者が持参した飲料水の利用を許可すること。

3 運用期間

毎年7月1日～9月30日のうち各クーリングシェルターにおける通常の営業日及び営業時間

※この期間外であっても高温の日には開放を要望する場合がある。

4 応募資格

登別市内に所在する民間施設で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 2の指定基準を満たすこと。
- (2) 市と「登別市指定暑熱避難施設の運用に係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。

5 応募期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月24日（金）まで

なお、上記応募期間終了後も応募は随時受け付ける。

6 応募方法

次のいずれかの方法により、7 の応募先に応募する。

(1) インターネットの応募フォーム

URL：<https://logoform.jp/f/B9iqj>

二次元コード：



(2) 「登別市指定暑熱避難施設応募用紙」に必要事項を記載の上、7 の応募先まで持参、郵送又は FAX

7 応募先

登別市保健福祉部健康推進グループ

〒059-0016

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市総合福祉センターしんた21内

FAX：0143-85-0111

8 事業スケジュール

時期	内容
令和6年5月	指定施設の募集
	協定締結
7月	クーリングシelterの公表（市公式ウェブサイト、広報等）
	運用開始

9 その他

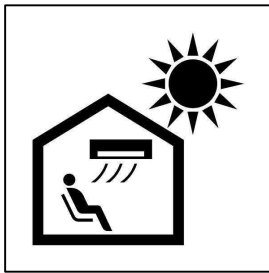
(1) クーリングシelterの公表

気候変動適応法第21条第4項の規定により市町村がクーリングシelterを指定したときは、クーリングシelterの名称等を公表することとされているため、市公式ウェブサイト及び広報のぼりべつにおいて公表する。

(2) 指定基準の適否

暴力、売春などの行為を肯定するなど公序良俗に反するおそれがある等市が不適当と認める場合は、クーリングシelterに指定されない場合がある。また、応募のあった施設に対し、指定基準の適否について実地確認する場合がある。

※クーリングシェルター・マーク



クーリングシェルターロゴマーク

